

平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-12-2)

施策名	文化財の保存及び活用の充実
施策の概要	貴重な国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ継承するとともに、積極的な公開・活用を通じて、広く国民が文化財に親しみ、その価値への理解を深めるようにする。

達成目標 1	価値が十分認識されないまま失われつつある近代の文化財など、保存が必要な文化財の状況を適切に把握し、その結果に基づき重要な文化財について積極的に指定等を行う。							
達成目標 1 の 設定根拠	文化財の中では比較的新しい近代の文化財については、その価値が十分に認識されないまま失われつつある場合もあり、保護を図る必要がある。 とりわけ、建造物の分野については、平成8年に他の文化財類型に先立ち文化財登録制度が導入されるなど、近代の文化財について先行的に保護施策を進めている。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
①近代（明治元年以降）の重要文化財（建造物）の件数（件）	247	300	312	323	337	348	355	/
	年度ごとの目標値	305	315	325	335	345		
	目標値の設定根拠	平成19年度～23年度の年平均増加数（5未満は四捨五入、年10件）を前年度の件数に毎年足す。						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
②近代（明治元年以降）の登録有形文化財（建造物）の件数（件）	5,739	7,810	8,342	8,686	8,982	9,625	9,640	/
	年度ごとの目標値	7,915	8,260	8,605	8,950	9,295		
	目標値の設定根拠	平成19年度～23年度の年平均増加数（5未満は四捨五入、年345件）を前年度の件数に毎年足す。						
参考指標	実績値					/		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
①重要文化財（建造物）の件数（件）	年度ごとの数値	2,397	2,428	2,445	2,465			
	指標の根拠	—						
参考指標	実績値					/		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
②登録有形文化財（建造物）の件数（件）	年度ごとの数値	9,423	10,084	10,516	10,860			
	指標の根拠	—						

施策・指標に関するグラフ・図等			
測定指標①、②：文化財保護法第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項に基づき文化庁が指定等を行った件数 参考指標①、②：文化財保護法第 27 条第 1 項、第 57 条第 1 項に基づき文化庁が指定等を行った件数			
達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
文化財保護共通費 (昭和 25 年度)	51 (49)	54	0358
有形文化財 (昭和 54 年度)	73 (78)	105	0359
文化財保護対策の検討等 (昭和 46 年度)	105 (88)	88	0361
国宝・重要文化財等の保存整備等 (一般会計) (昭和 25 年度)	20,764 (20,764)	20,363	0368
国宝・重要文化財等の保存整備等 (復興特別会計) (平成 25 年度)	824 (746)	371	0056 (復興庁)
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
地方税法 (昭和 25 年度)	国宝・重要文化財である家屋又はその敷地については、固定資産税及び都市計画税は課税されない。		参事官 (建造物担当)
地方税法 (平成 8 年度)	登録有形文化財の家屋に係る固定資産税及び都市計画税は、2 分の 1 に軽減措置される。		参事官 (建造物担当)
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
登録有形文化財 (建造物) 事務担当者連絡会 (平成 20 年度)	地方公共団体において登録有形文化財建造物の保護行政に携わる者を対象として、登録制度の理解促進及び担当者間の情報共有を図る。		参事官 (建造物担当)
登録有形文化財建造物修理 関係者等講習会 (平成 22 年度)	登録有形文化財建造物の調査や修理に関わる専門家、技術者及びその指導に当たる地方公共団体の登録有形文化財建造物担当者等に対して、必要な専門的事項について講習を行い、登録有形文化財建造物に係る諸問題に的確に対応できるように担当者等の資質の向上を期し、もって登録制度の普及と円滑な運営を図る。		参事官 (建造物担当)
平成 29 年度事前分 析表からの変更点	—		

達成目標 2	文化財の適切な保存に配慮しつつ、積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会の充実を図る。							
達成目標 2 の 設定根拠	文化財保護法の目的である「国民の文化的向上」及び「世界文化の進歩」（同法第 1 項）を実現するためには、文化財の保存に加え、その価値の維持に配慮しつつ、文化財の公開や情報発信の強化、地方公共団体による文化財の総合的活用の推進等により、国民が文化財に親しむ機会を提供する必要がある。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
①文化庁が主催する文化財関連展覧会の来場者数（人）	—	142,430	243,682	150,621	118,145	123,615	175,000	
	年度ごとの目標値	112,500	125,000	137,500	150,000	162,500		
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 24 年度の鑑賞機会の 2 倍とすることを目指し、毎年 12,500 人増と設定した。						
指標の根拠	文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの（「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展）について、その来場者数の合計							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
②文化遺産オンラインへの訪問回数（回）	755,329	1,323,566	1,455,890	1,604,616	1,715,976	1,884,600	1,777,777	
	年度ごとの目標値	1,222,222	1,333,333	1,444,444	1,555,555	1,666,666		
	目標値の設定根拠	東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の訪問回数の 2 倍とすることを目指し、毎年 111,111 回増と設定した（文化芸術立国中期プラン（平成 26 年 3 月）において数値目標として明記。）。						
参考指標	実績値							
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
①「歴史文化基本構想」の策定地域数（地域）	年度ごとの数値	35	39	46	60			85
指標の根拠	地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するための構想である「歴史文化基本構想」について、その策定地域数 東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、各都道府県に 2 地域程度（計 100 地域）の策定を目指し、平成 30 年度以降の目標値を毎年 5 地域増と設定した。							
参考指標	実績値							
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度			
②文化遺産オンラインでの情報掲載件数（件）	年度ごとの数値	113,585	114,907	119,892	123,409			261,609
指標の根拠	文化財に関する情報を、インターネット上で公開するポータルサイト「文化遺産オンライン」について、その訪問回数及び情報掲載件数。 当初、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成 32 年度までに、平成 23 年度の情報掲載件数の 2 倍とすることを目指して毎年 10,000 件増と設定していた							

		が、平成 29 年度に達成したため、あらたに平成 32 年度までに 300,000 件の登録を目指し、平成 30 年度以降の目標値を毎年 13,000 件増と設定した。	
施策・指標に関するグラフ・図等			
測定指標①：文化庁が主催する文化財関連展覧会で毎年度開催されているもの（「日本のわざと美」展、「新たな国民のたから」展、「発掘された日本列島」展）について、その来場者数の合計 参考指標①：平成 30 年文化庁調べ 参考指標②：平成 30 年文化庁調べ			
達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
無形文化財 (平成 17 年度)	29.5 (21.9)	29.6	0360
美術館・歴史博物館活動の充実 (平成 9 年度)	18 (16)	28	0362
鑑賞・体験機会等充実のための事業 推進 (昭和 47 年度)	214 (118)	210	0363
アイヌ関連施策の推進 (平成 9 年度)	446 (411)	887	0364
国宝・重要文化財等の買上げ (昭和 25 年度)	946 (898)	946	0365
模写模造 (昭和 28 年度)	35 (35)	35	0366
文化財管理及び保存活用等 (昭和 25 年度)	738 (711)	729	0367
史跡等の買上げ (昭和 32 年度)	10,756 (10,304)	10,634	0369
平城及び飛鳥・藤原宮跡等の買上 (昭和 38 年度)	495 (492)	483	0382
平城宮跡地等整備費 (昭和 40 年度)	245 (104)	206	0383
文化財建造物等を活用した地域活性化事業 (平成 25 年度)	588 (588)	0	0370
文化遺産総合活用推進事業 (平成 25 年度)	1,909 (1,763)	1,873	0371
世界遺産普及活用・推薦のための事業 推進 (平成 26 年度)	79 (28)	79	0372
伝統文化親子教室事業 (平成 26 年度)	1,238 (1,203)	1,269	0373
日本遺産魅力発信推進事業 (平成 27 年度)	1,350 (1,345)	1,336	0374
地域の核となる美術館・歴史博物館 支援事業 (平成 27 年度)	1,124 (1,066)	1,248	0375
歴史生き生き！史跡等総合活用整備 事業 (平成 27 年度)	9,169 (6,567)	6,550	0376
地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (平成 27 年度)	584 (559)	565	0377

国産良質材使用推進・供給地活性化事業（平成 27 年度）	10 (8)	10	0378
観光拠点形成重点支援事業（平成 29 年度）	348 (234)	361	0379
美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業（平成 29 年度）	292 (273)	305	0381
国立アイヌ民族博物館の施設整備（平成 27 年度）	4,038 (1,141)	520	0436
被災ミュージアム再興事業（平成 24 年度）	204 (192)	182	(復興庁) 0057
独立行政法人国立文化財機構運営費交付金に必要な経費（平成 13 年度）	8,325 (8,325)	8,808	0384
独立行政法人国立文化財機構施設整備に必要な経費（平成 13 年度）	3,853 (3,850)	405	0385
日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業（平成 30 年度）	—	80	新 30-0018
達成手段 (独立行政法人の事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	事業の概要
独立行政法人国立文化財機構 展覧事業 (平成 13 年度)	8,325 の内数 (8,325 の内数)	8,808 の内数	文化財機構が所管する 4 つの博物館が開催する展覧会によって、広く国民が貴重な国民的財産である文化財に親しむ機会を提供している。
独立行政法人国立文化財機構 調査研究事業 (平成 13 年度)	8,325 の内数 (8,325 の内数)	8,808 の内数	文化財の調査・研究成果の国民への公開や地公体への研修・助言を行うとともに文化財とその活用に関する国際交流・協力を積極的に推進する。
達成手段 (法令改正・税制措置)			
名 称 (開始年度)	概 要		担当課 (関係課)
地方税法 (平成 20 年度)	公益社団・財団法人が保有する重要無形文化財の公演の用に供する施設（土地・家屋）に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税については、平成 30 年度まで 2 分の 1 に軽減される。		伝統文化課
租税特別措置法 (昭和 45 年度)	国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの）に対して重要文化財（土地を除く）を譲渡した場合の譲渡所得について、所得税が課されない。		美術学芸課、 参事官（建造物担当）
租税特別措置法 (昭和 47 年度)	平成 30 年 12 月 31 日までに、国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館・国立科学博物館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置・管理を主たる目的とするもの）に対して重要有形民俗文化財（土地を除く）を譲渡した場合の譲渡所得について、その 2 分の 1 に相当する金額が控除される。		伝統文化課
租税特別措置法 (昭和 47 年度)	史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財として指定された土地を国、地方公共団体、独立行政法人国立文化財機構・国立美術館、地方独立行政法人（博物館相当施設として指定された博物館又は植物園の設置・管理を主たる目的とするもの）に対する重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合の譲渡所得については、原則として、2,000 万円まで特別控除又は損金算入される。		記念物課、 参事官（建造物担当）
達成手段 (諸会議・研修・ガイドライン等)			

名称 (開始年度)	概要	担当課 (関係課)
文化財行政講座 (昭和 54 年度)	都道府県・市町村などにおいて文化財行政に携わる、原則として経験年数 3 年未満の者を対象に、職務の遂行に必要な基礎的な知識と実務上の課題について研修を行い、文化財の保存・活用の一層の推進を図る。	伝統文化課 (美術学芸課、記念物課、参事官 (建造物担当))
国宝・重要文化財(美術工芸品) 防災・防犯対策研修会 (平成 24 年度)	文化財を適切に保存し継承するため、盗難事件等の事例報告や効果的な防災・防犯対策、国庫補助事業の説明などを内容とした研修。	美術学芸課
公開承認施設会議 (平成 9 年度)	公開承認施設に対して博物館施設を取り巻く最新の情報提供等を行う会議。	美術学芸課
平成 29 年度事前分析表からの変更点	—	

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る 予算 下段：複数施策に係る 予算	当初予算	56,104,739 ほか復興庁一括 計上分 1,133,772	57,378,540 ほか復興庁一括 計上分 904,043	60,415,839 ほか復興庁一括 計上分 553,090	71,088,757 ほか復興庁一括 計上分 585,269
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<80,746>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	7,898,055 ほか復興庁一括 計上分 0	3,802,544 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	Δ3,800,668 ほか復興庁一括 計上分 314,163	943,484 ほか復興庁一括 計上分 124,337		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<312,118>		
	合計	60,202,126 ほか復興庁一括 計上分 1,447,935	62,124,568 ほか復興庁一括 計上分 1,028,380		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<392,864>		
	執行額 【千円】	57,592,241 ほか復興庁一括 計上分 1,403,879	59,985,456 ほか復興庁一括 計上分 937,956		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<392,864>		

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
—

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
未来投資戦略 2018	平成 30 年 6 月 15 日	<p>I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる 4. 観光・スポーツ・文化芸術 (3) 新たに講ずべき具体的施策 i) 観光 ① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に」 ・文化財の高度な多言語解説整備やVR等先端技術による日本文化の魅力発信、当時の状況を体感できるLiving Historyに係る先行的な取組事例の収集・周知、学芸員等の日本文化紹介・解説の推進、文化財保護制度の見直し等を行う。 ・地域文化財の一体的な面的整備等の取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。</p> <p>iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化 ② 文化芸術資源を核とした地域活性化 ・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。また、文化財の価値向上のため、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ適切な周期で修理・美装化等を行うとともに、文化財の散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や、地域の自発的取組を促しつつ、防災・防犯対策への支援や文化財の買上げ・活用を行う。 ③ コンテンツを軸とした文化産業の強化 ・文化遺産オンラインについて、未掲載情報のアーカイブ化・掲載済みの文化財情報の二次利用に向けた条件整備・多言語化を実施する。</p>
済財政運営と改革の基本方針 2018	平成 30 年 6 月 15 日	<p>第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (4) 分野別の対応 ② 観光立国の実現 観光資源の開拓や快適に観光を満喫できる環境の整備などにより、リピーターの地方への誘客や体験型観光の充実、長期滞在化を図る。公的施設の更なる開放を進め、古民家等の活用や景観の優れたまちづくり、ダム等のインフラを活かした観光を推進する。国立公園や文化財等を保全・活用するとともに、VRの活用やナイトタイムの有効活用などを促進する。 ③ 文化芸術立国の実現 「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、2020年までを文化政策推進重点期間と位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカやVR作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。… 文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータル構築を推進する。</p>

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課(課長名)	文化庁 文化財部 伝統文化課 (高橋 宏治)
関係課(課長名)	文化庁 文化財部 美術学芸課 (平山 直子) 文化庁 文化財部 記念物課 (小林 万里子) 文化庁 文化財部 参事官(建造物担当) (豊城 浩行)

評価実施予定時期	平成 31 年度
----------	----------